

議第 3 号 都市計画法第 34 条第 12 号区域の追加指定について

都市計画法第34条第12号区域の追加指定について

都市計画審議会資料

都市整備部都市計画課

1 都市計画法第34条第12号区域について

日高市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第4条第1号の規定に基づき、区域、目的又は予定建築物の用途を限り定められたものの立地を認めるもの。

2 追加する12号指定区域の概要

(1) 上鹿山・女影地区

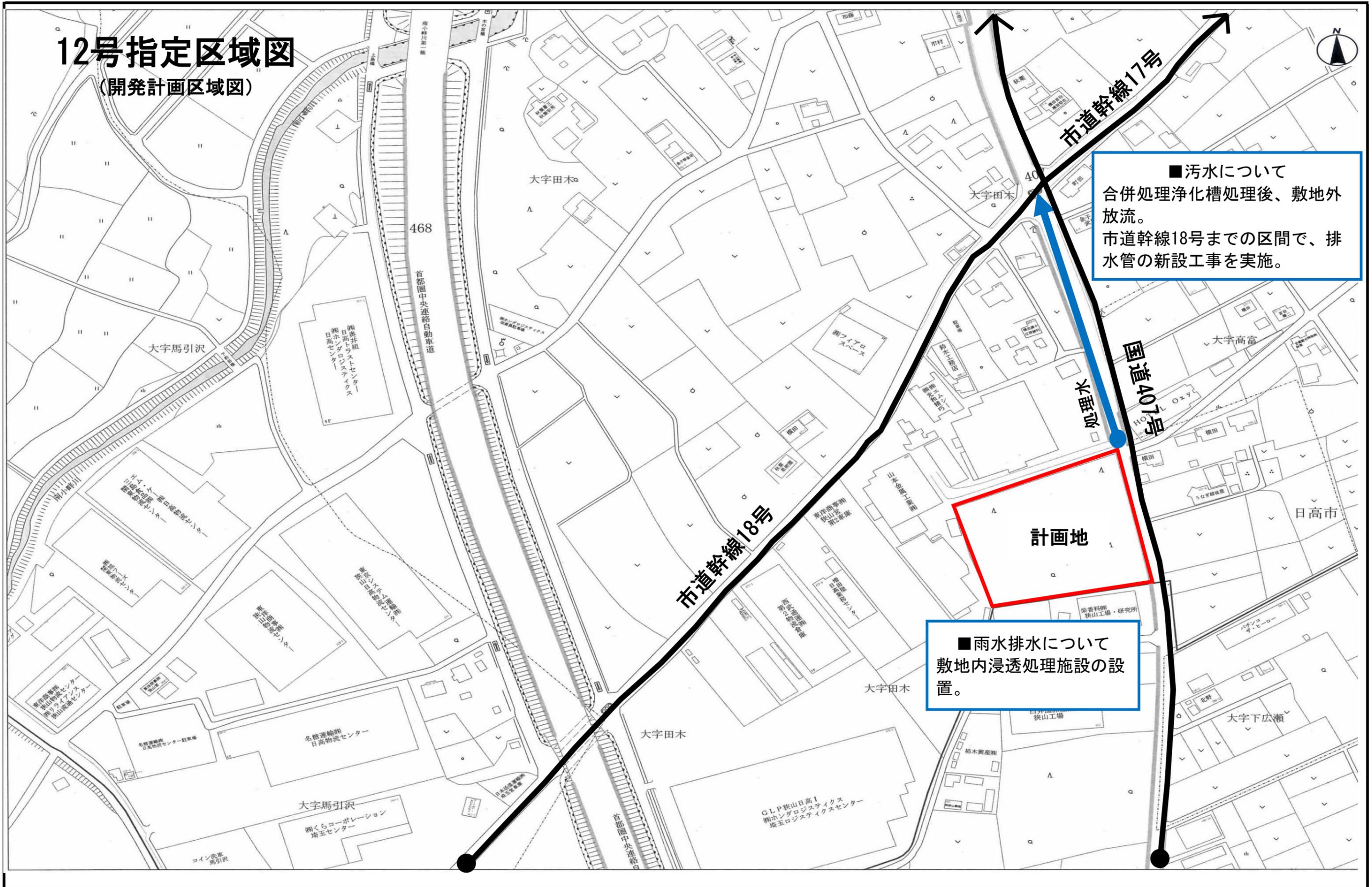
12号指定区域 (開発予定区域)	大字上鹿山字茗荷沢の一部 大字女影字西竹ノ内の一部 別図(12号指定区域図)のとおり
面積	約5.5ha
上位構想	工業系地域(市土地利用構想)
土地利用状況	山林、宅地 (農業振興地域、第一種農地若しくは土砂災害警戒区域等は含まない。)
道路	県道日高狭山線(幅員12.1m)に接道
排水	・汚水は、公共下水道への接続が可。 ・雨水は、雨水抑制施設を設置し、下小畔川に放流可
上水道	水道事業者の同意あり。 計画使用水量の過半が水道水。
予定建築物の 主要用途	物流倉庫(危険物の貯蔵、処理を伴うものは不可)
その他	認定道路2路線あり

(2) 田木地区

12号指定区域 (開発予定区域)	大字田木字新上原の一部 別図(12号指定区域図)のとおり
面積	約0.8ha
上位構想	工業系地域(市土地利用構想)
土地利用状況	山林 (農業振興地域、第一種農地若しくは土砂災害警戒区域等は含まない。)
道路	国道407号(幅員9.7m)に接道
排水	<ul style="list-style-type: none">・工業排水は無し。・生活排水は、敷地内で合併処理浄化槽による処理後、国道407号の歩道部を道路占用して排水管を敷設し、入間第二用水管理の管きよに接続する。 (道路管理者、入間第二用水土地改良区の同意あり。)・雨水は、敷地内に浸透処理施設を設置する。
上水道	水道事業者の同意あり。 計画使用水量の過半が水道水。
予定建築物の 主要用途	物流倉庫(危険物の貯蔵、処理を伴うものは不可)
その他	—

12号指定区域図

(開発計画区域図)



■汚水について
合併処理浄化槽処理後、敷地外放流。
市道幹線18号までの区間で、排水管の新設工事を実施。

■雨水排水について
敷地内浸透処理施設の設置。